

多彩で豊かな緑と水を守り
未来へつなげるまち 習志野

習志野市 緑の基本計画

【概要版】

令和8（2026）年度～令和27（2045）年度



令和8年3月
習志野市

1. 緑の基本計画とは

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条に基づき、住民に身近な地方公共団体である市町村が策定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑地の保全や緑化の推進等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、将来像とその実現のための施策等を定めるものです。

また、将来像を市民や事業者等と共有し、施策展開の方向性を示すことで、人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、well-being（幸福度）が実感できる緑豊かな都市の実現に向けて、協働による緑のまちづくりを推進していくものです。

(2) これまでの取組と計画策定の目的

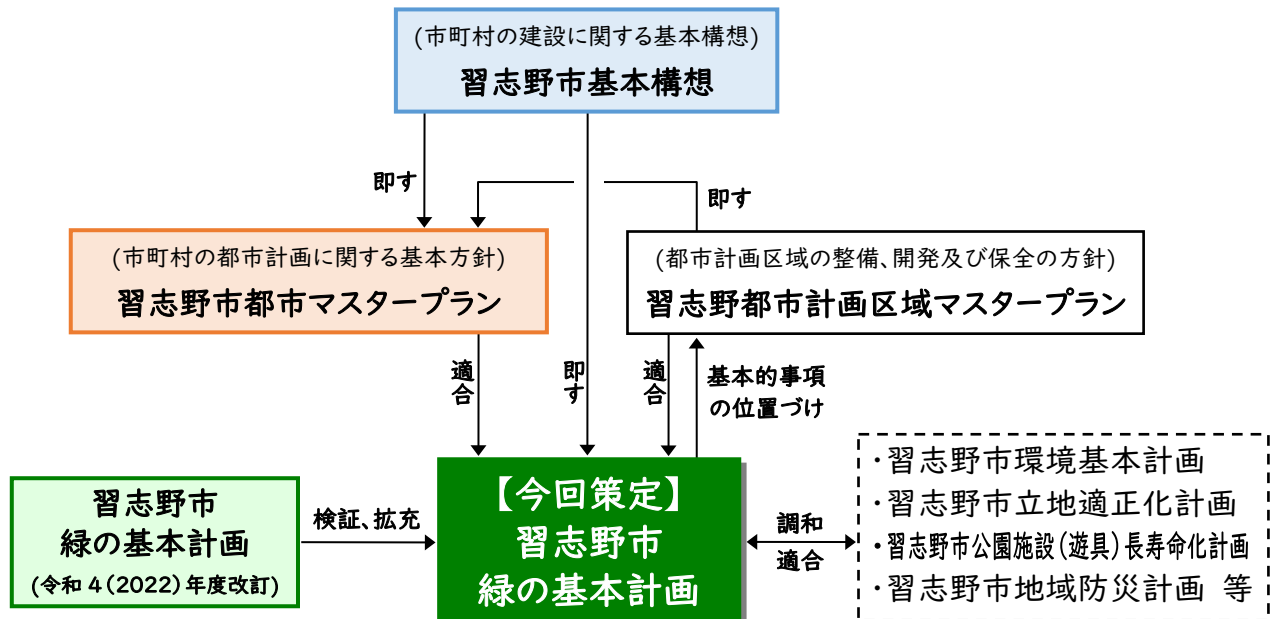
本市では、平成 19 (2007) 年 3 月に「習志野市緑の基本計画」(以下、「当初計画」)を策定し、平成 26 (2014) 年度と令和 4 (2022) 年度に計画の改訂を行いました。

令和 6 (2024) 年には、気候変動対策や生物多様性の確保、well-being (幸福度) の向上等の課題解決に向けて、都市緑地法等の一部が改正されるとともに、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」(緑の基本方針)が定められました。

こうした国の取組みが進められる中、令和 7 (2025) 年には当初計画の最終年度を迎えることから、今後も引き続き、市・市民・事業者が一体となった体系的・総合的な施策を展開し、市民が身近な自然や緑にふれあい、生活の豊かさを実感できるまちづくりを推進するため、新たな緑のまちづくりの将来像や目標指標の設定、その実現のための施策の見直し等、新たな計画期間をもつ緑の基本計画の策定を行います。

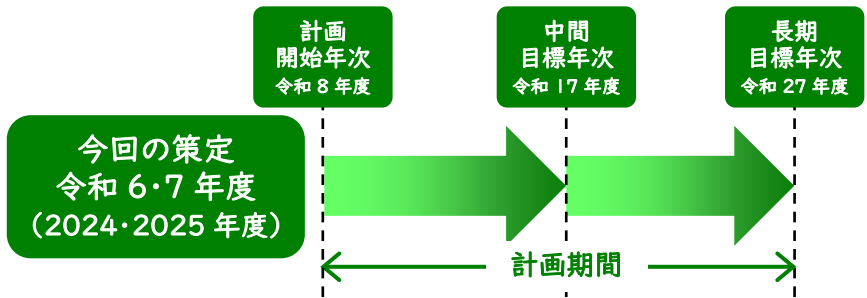
(3) 計画の位置づけ

本計画は、次のような様々な計画と整合を図り、緑地の保全・創出に関する施策等を総合的に示した計画とします。



(4) 計画期間と目標年次

新たな計画の計画期間は令和8(2026)年度から令和27(2045)年度の20年間とし、中間目標年次は令和17(2035)年度、長期目標年次は令和27(2045)年度とします。



(5) 本計画の対象となる緑

● 緑とは

本計画における「緑」は、公園や緑地、道路等の公共空間の緑をはじめ、学校等の公共公益施設の緑、民有地の緑、さらに農地や水辺等を指します。また本計画では、これらを「緑地」と「緑の空間」に分類します。



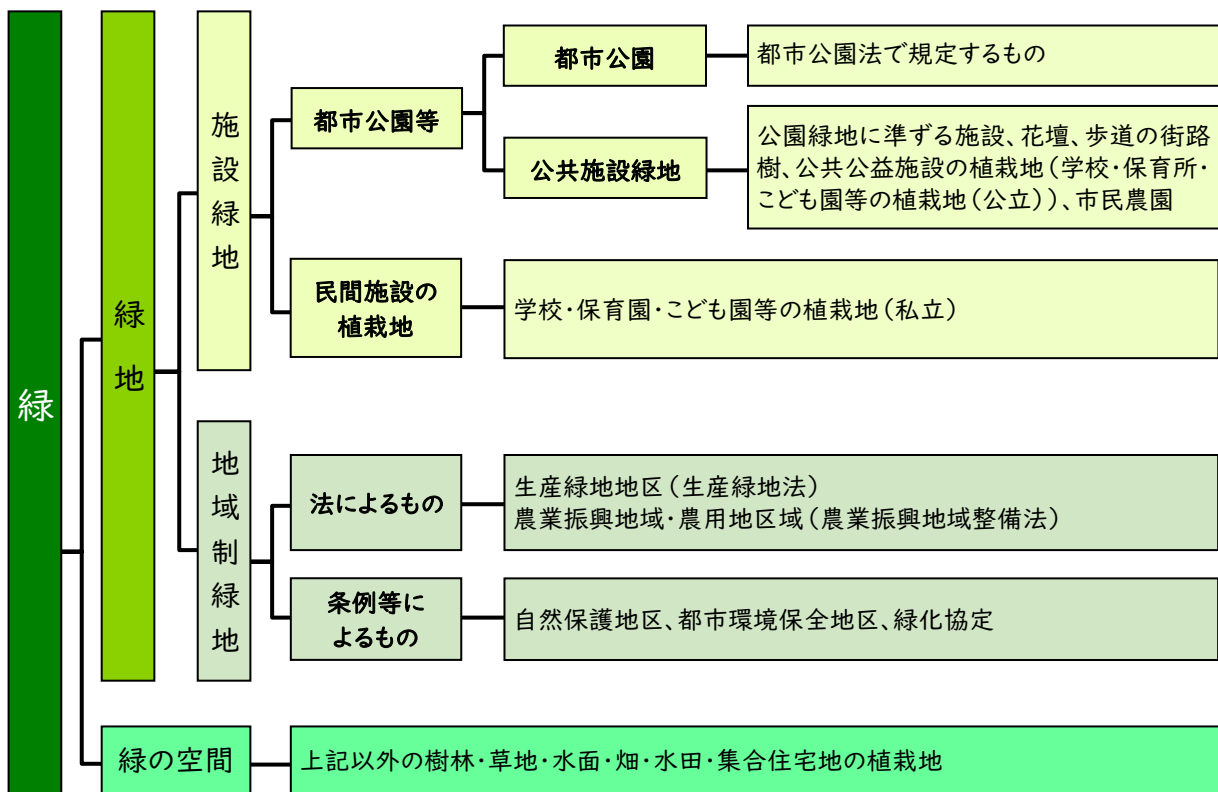
実籾本郷公園

● 緑地とは

本計画における「緑地」は、法制度及び社会通念的な位置づけにより、「緑」が確保される土地を指し、「施設緑地」と「地域制緑地等」で構成されます。

● 緑の空間とは

本計画における「緑の空間」は、「緑地」に含まれない草地や水面等の緑を指します。



2. 緑の将来像

都市環境の保全、レクリエーション活動や憩いの場、防災、都市景観の形成等の機能を持つ多彩な緑や水を守り、未来へとつないでいくことにより、市民が生活の豊かさを実感できる緑のまちづくりを目指すため、本計画の緑の将来像(テーマ)を次のように定めます。

〈緑の将来像〉

多彩で豊かな緑と水を守り 未来へつなげるまち 習志野

■緑の将来像に込めた想い

●「多彩な」緑と水により“まちを彩る”(色をつける(=緑を守る・増やす))

- ・骨格的な緑や水を守る
- ・四季の彩りに恵まれた自然豊かなふるさととの原風景、歴史・文化等の地域資源を保全・継承し、活用する
- ・スポーツ・レクリエーション活動の場となる公園緑地をつくる
- ・まちの玄関口、多くの人の日常的な利用空間となる駅周辺の緑化を推進する
- ・身近な地域の緑化を推進する
- ・緑の拠点間をつなぎ、回遊性を高める歩行者空間の充実を図る
- ・公園緑地の整備・保全に関する制度を活用する



藤崎森林公園

●「多彩な」緑と水により“暮らしを彩る”(おもしろみや趣などを加える(=暮らしを豊かにする))

- ・豊かな自然と市民が共生し、持続的に発展する
- ・緑のまちづくりにより well-being の向上を図る
- ・市民・事業者・市の協働・連携による活動を拡げる
- ・緑のまちづくりの推進体制を整える(支援制度、人材育成、情報発信・意識啓発等の充実)
- ・緑の空間を環境教育、生涯学習の場として活用する
- ・優れた自然景観を保全し、緑の美しい都市景観を創出する



じゃぶじゃぶ池

●「豊かな」緑と水を守る

- ・ラムサール条約に登録され、本市の特徴の一つである谷津干潟の環境を保全する
- ・一定の水準を確保している都市公園を保全し、適正に維持管理する(市民1人あたりの都市公園の面積は 6.8 m²であり、条例の市街地における目標値 5 m²/人以上を達成)
- ・鷺沼地区の新たな市街地整備にあたっては、地区計画等により、緑豊かな市街地づくりを推進する



谷津干潟

●「未来へつなげる」

- ・現在の豊かな緑を共有の財産として未来へ引き継ぎ、さらに魅力を高めることで、持続的に発展し続けるまちを目指す
- ・緑と水の拠点間をつなぐことで回遊性を創出し、それぞれの利便性や魅力の向上を図る
- ・緑に関する個々の取組みを共有し、次世代へとつなげるとともに、関わる人と人、緑と緑がつながり、取組みの輪が広がるまちを目指す

3. 計画の目標

(1) 緑地の確保目標

	現況 令和 6 年度 (2024 年度)	目標年次 令和 27 年度 (2045 年度)
市街化区域面積に 対する割合	10.6% (202.8ha)	11.0% (約 210.0ha)
都市計画区域面積に 対する割合	12.8% (267.7ha)	13.0% (約 273.0ha)

(2) 都市公園ならびに都市公園等の施設の整備目標

	現況 令和 6 年度 (2024 年度)	目標年次 令和 27 年度 (2045 年度)
都市公園	6.8 m ² /人 (118.6ha)	7.5 m ² /人 (約 130.0ha)
都市公園等	9.0 m ² /人 (158.1ha)	9.5 m ² /人 (約 165.0ha)

(3) 緑化の目標

公共施設は、敷地面積の 20%を目標に緑化を推進します。緑化にあたっては、屋上緑化や壁面緑化の面積も含むものとします。

民有地は、緑の連続した快適な生活環境を創出するため、市民・事業者・市の協働によって、緑化を推進します。

(4) 成果指標

	現況 令和 6 年度 (2024 年度)	目標年次 令和 27 年度 (2045 年度)
身近な地域の緑の質 に関する満足度*	34.3%	50%

※満足度の現況値は、緑に関するアンケートにおいて「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」の 5 段階で調査し、「満足」「やや満足」と回答した割合。なお、「満足」「やや満足」に「普通」を足した割合は、約 76%となり、比較的高い割合となっている。

	現況 令和 6 年度 (2024 年度)	目標年次 令和 27 年度 (2045 年度)
市内の公園の利用頻度 が月に 4~5 回以上	30.7%	45%

4. 計画の体系

〈将来像〉

多彩で豊かな緑と水を守り
未来へつなげるまち
習志野

〈基本方針〉

(1) 地域の個性となる緑と水を守り、いかす

- ・緑の果たす役割や重要性を見つめ直し、かけがえのない緑の財産として保全・継承するとともに、環境学習や良好な景観資源としての活用を図ります

(2) 緑と水の拠点を彩り、つなぐ

- ・身近な公園・緑地の適正な配置に努めるとともに、既存の公園・緑地の機能の向上と適正な管理に取り組み、魅力の向上を図ります
- ・ハミングロードや緑道等を中心として、谷津干潟や東京湾沿岸部との緑の連続性を確保するとともに、移動の利便性、回遊性の向上を図ります

(3) 身近な暮らしの緑をはぐくむ

- ・多くの市民が利用する鉄道駅周辺や公民館等の公共公益施設の緑化を推進します
- ・住宅地や商業地・工業地についても、住宅の接道部の緑化や工場外周部の緑化等、市民や事業者との協働により、地域の特性に応じた緑化を促進します

(4) 協働・連携による緑の輪をひろげる

- ・緑に対する知識の普及や意識啓発を図るため、さまざまな媒体を活用し、緑に関する情報発信・共有に努めます
- ・緑に関する各種イベント等を通じて、マルチパートナーシップに携わる人材の育成に努め、市民や事業者とともに緑の活動の輪を広げていきます

〈施策の推進方向〉

- 干潟の保全と活用
- 海辺の自然を体感できるレクリエーション空間の創出
- 優れた自然環境の保全と活用
- 習志野らしい歴史・文化的環境の保全
- 農地の保全と活用

- 公園・緑地の適正配置・魅力向上
- 緑と水の拠点のネットワーク化
- 公園・緑地の防災機能の強化
- 既存の公園・緑地の適正な管理・運営

- 公共公益施設の緑化
- 住宅地の緑化
- 工場・事業所等の緑化
- 商業地・主要な鉄道駅周辺の緑化

- 緑を支える市民活動の推進・支援制度等の充実
- 多様な媒体による緑の情報発信の充実
- 環境学習の推進
- 緑と水の計画・調査・研究

※具体的な施策の展開については計画書をご参照ください

5. 緑地の配置方針

緑の有する環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の各系統別の配置方針を踏まえ、総合的な緑地の配置方針を定めます。

環境保全系統

(1) 骨格を形成する緑

・谷津干潟、拠点性の高い公園など

(2) 優れた自然環境を有する緑

・斜面林、自然保護地区、生産緑地地区など

(3) 快適な生活環境づくりに役立つ緑

・緑の空間、緑のネットワーク

レクリエーション系統

(1) 日常的なレクリエーションの場を創出する緑

・街区公園、近隣公園、学校のグラウンドなど

(2) 総合的なレクリエーションの場を創出する緑

・習志野緑地

(3) 自然とのふれあいの場を保全・活用する緑

・谷津干潟、自然保護地区など

(4) 緑のネットワークを創出する緑

・ハミングロード、街路樹など

防災系統

(1) 一時避難場所・避難路となる緑

・緊急輸送道路、都市公園など

(2) 自然災害の軽減に役立つ緑

・斜面林、農地、街路樹など

(3) 環境負荷の軽減に役立つ緑

・緑化協定による工場緑化など

景観形成系統

(1) 地域の優れた景観を形成する緑

・谷津干潟、まとまった農地など

(2) その他の自然的・歴史的景観を形成する緑

・斜面林、自然保護地区など

(3) 市街地の景観を創出する緑

・鉄道駅周辺、拠点となる公園など

総合的な緑地の配置方針



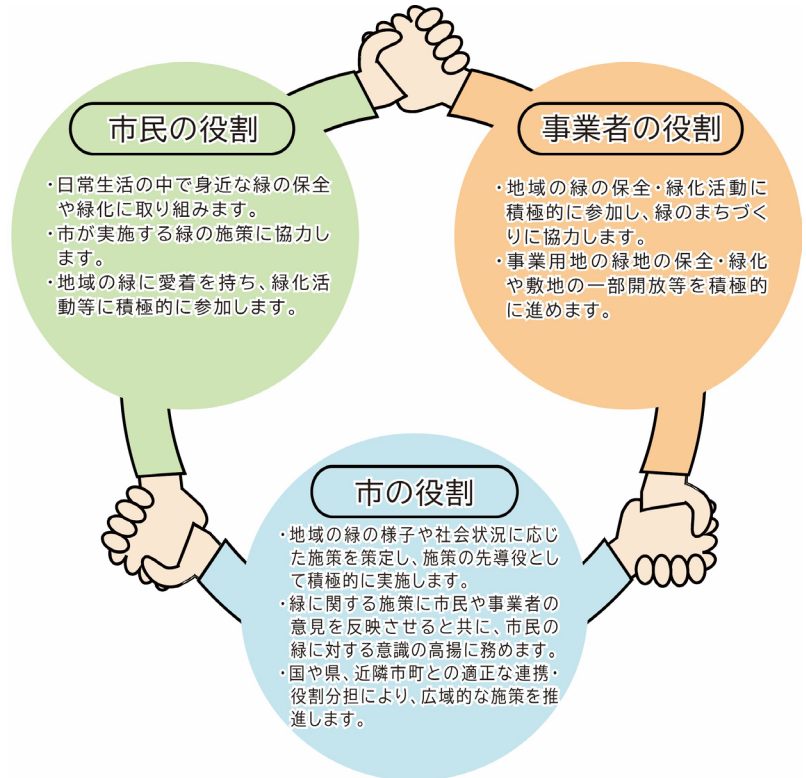
6. 計画の主体と役割

習志野市の緑の施策を推進していくためには、市民、事業者、市のそれぞれが協力・連携しながら、自主的かつ積極的に行動することが不可欠です。

本計画では、事業の推進主体とそれぞれの役割を次のように定めます。



市民による公園管理



7. 施策の推進と評価・見直しの方法

各々の施策の実施にあたっては、事業サイクルを設定し、地域の状況や社会情勢の変化、各事業の取り組み状況に対応して、「計画(Plan)」「実施(Do)」「点検・評価(Check)」「見直し(Action)」を順に行う「PDCA サイクル」によって、施策毎の推進と評価・見直しを図っていきます。

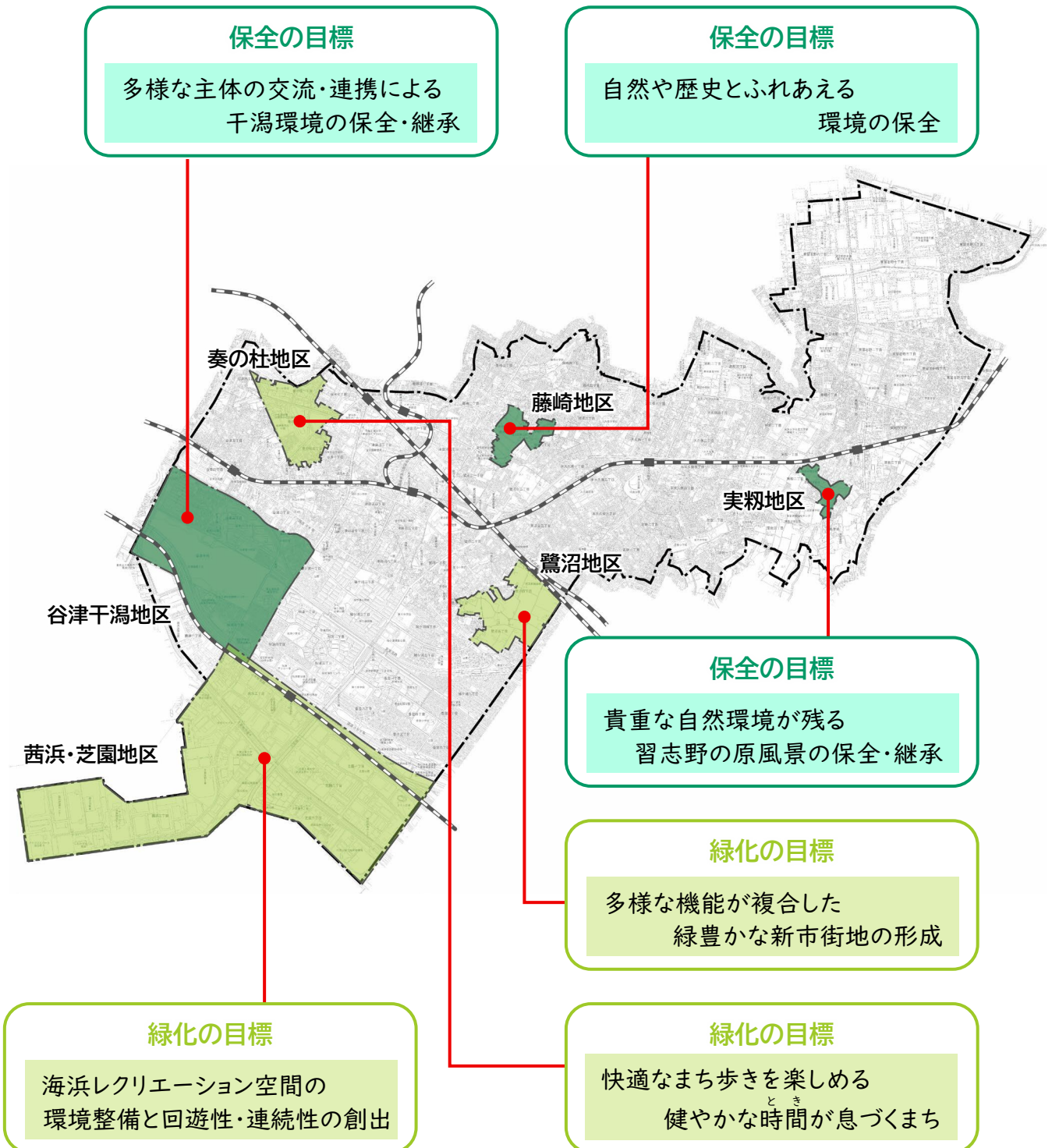
見直しの際には、各施策の取り組み状況を広く公表し、アンケート調査等を通じて施策の評価を図っていきます。

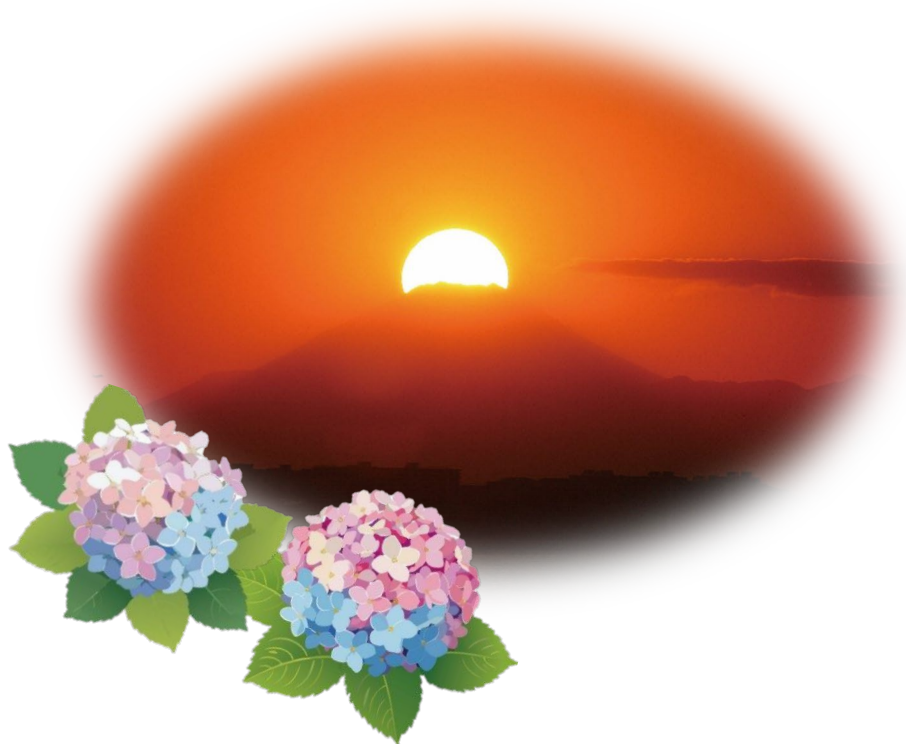
施策の進捗や緑の現況等については、年次の報告書(環境白書)を通じて明らかにしていきます。



8. 保全配慮地区・緑化重点地区の設定

- 保全配慮地区** 風致景観や生態系の保全、市民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から、緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区について設定し、地区内の緑地保全の方針を明らかにします
- 緑化重点地区** 緑化の重点的な推進を図るべき地区について設定し、地区内の緑化の方針を明らかにします
 市の緑化のモデルとなるよう集中的に緑化事業を進めます





表紙の写真: 谷津バラ園の「ローズ・50^{ごまる}ならしの」
裏表紙の写真: 茜浜緑道から見るダイヤモンド富士

習志野市緑の基本計画

発行年月: 令和8年3月

発行: 習志野市

編集: 都市環境部 公園緑地課

所在地: 〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話 : 047-451-1151 (代表)

ホームページ: <https://www.city.narashino.lg.jp/>